

1 1 - 2 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A会計運営委員会規程

(目的)

第1条 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校P T A会計の適正な会計事務に資するため、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校P T A会計事務取扱要領第5条に定める「岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校P T A会計運営委員会（以下「運営委員会」という。）」に関する事項を定める。

(組織)

第2条 運営委員会は、教職員及び保護者からなる委員で組織する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 教職員・・・校長、教頭、事務長、部主事、P T A担当分掌部長
- (2) 保護者・・・P T A会長、副会長、書記及び会計

3 前各号のほか、必要に応じ、主任者等を委員に加えることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、校長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、教頭とし、委員長を補佐するとともに委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、毎年度、次に掲げる事項については定期的に、また緊急かつ重要な事項については臨時に会議を招集し審議させる。

- (1) P T A会計の次年度の予算について
- (2) P T A会計の当該年度の決算について
- (3) その他、委員長が必要と認める事項について

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、P T A担当分掌において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月30日から施行する。